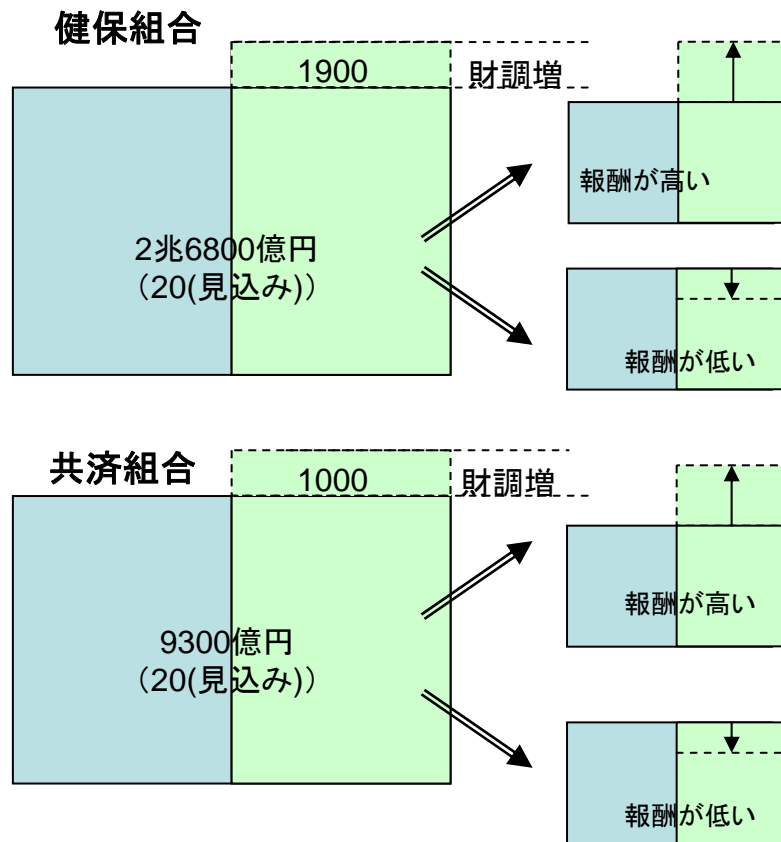
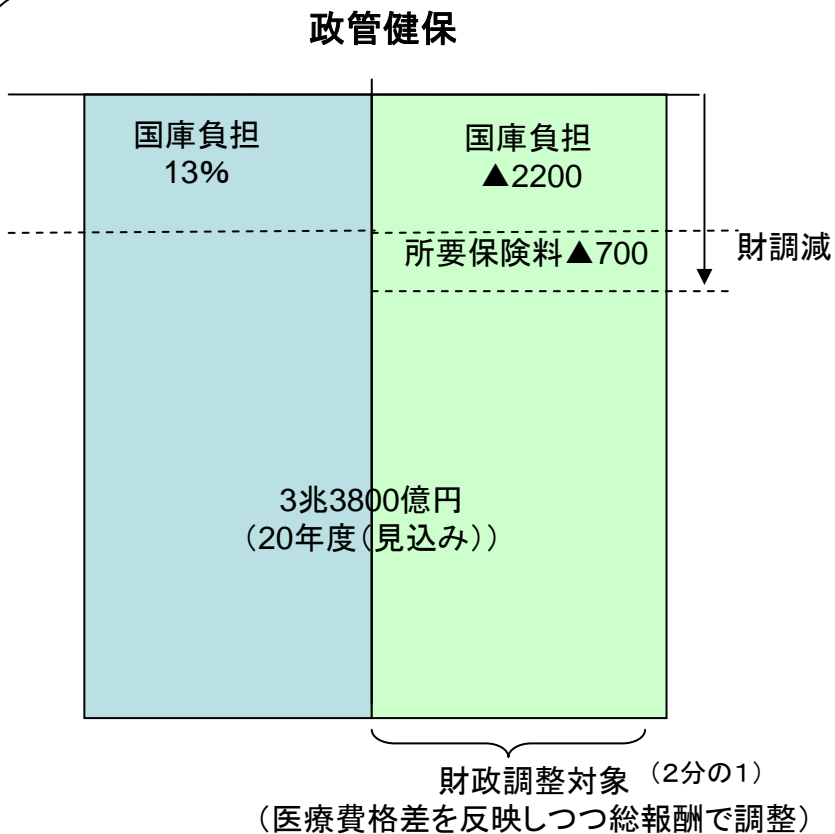


○仮に、65歳未満の者に係る医療給付費の1/2を調整対象とし、総報酬総額で按分するとした場合の粗い試算

※試算上は、医療費格差を考慮に入れておらず、調整対象となる医療給付費を単純に総報酬総額で按分している。

- 国庫負担は、満年度で▲2200億円
- 政管健保の所要保険料は、満年度で▲700億円 となる見込み



※財政調整対象部分については、保険料格差は、財政調整により解消するため、政管健保に対する国庫補助は不要となる。

※健保組合も共済組合も、個々にみればその報酬水準によって、財政調整の結果、負担増となる組合もあれば、負担減となる組合もあるが、総体で見れば、負担増となるものと見込まれる。